

議案第 5 号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

一般職の職員に係る期末手当の支給割合を引き下げることに伴い、非常勤の一般職の職員の付加報酬の支給割合を引き下げするため、条例の一部を改正しようとするものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の55」を「100分の50」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第8条第2項中「100分の55」を「100分の50」に改める改正規定は、平成22年4月1日から施行する。